

報 告 書

防府市シルバー人材センター
職 員 の 不 祥 事 に つ い て

令 和 7 年 3 月

防府市シルバー人材センター職員の不祥事に係る
第 三 者 委 員 会

1 第三者委員会の設置及び検討経過

1) 第三者委員会設置までの経緯

令和6年2月22日に、公益社団法人防府市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の元職員らによる不祥事が発覚したことから、センターにおいては真相解明に向け、弁護士等への委託など内部での調査を進めてきたが、関係したと推認される職員らの退職等により事実関係等の確認が困難を極めたこともあり、今回の不祥事を教訓に、組織として今後どうあるべきかを第三者の視点で調査・提言してもらう目的で、組織と利害関係のない委員による第三者委員会の設置に至った。

2) 第三者委員会における検討経過

センターに利害関係のない防府市内の弁護士、税理士及び社会保険労務士の3名で組織した第三者委員会に課せられた課題は、センター元職員らによる不祥事の速やかな原因究明並びに今後の再発防止策及び損失額に対する役員負担の在り方の検討であり、これらについて昨年11月から本年3月にかけて、関係機関からのオブザーバー参加者からの助言も参考に各方面からの検討を行った。

第1回 (令和6年11月13日)	・委員会設置要綱について ・委員長・副委員長の選出 ・不祥事発生状況及びこれまでの対応について ・課題（事務改善、再発防止策等の検討）の提示
第2回 (令和6年12月12日)	・記者会見（12月2日開催）の報告 ・事案の原因、課題に関する討議
第3回 (令和7年1月29日)	・その後の経過報告 ・再発防止策等の検討 ・役員負担の在り方の検討
第4回 (令和7年2月19日)	・その後の経過報告 ・再発防止策等の検討 ・役員負担の在り方の検討
第5回 (令和7年3月19日)	・その後の経過報告 ・再発防止策等の最終協議 ・報告書の決定

2 本事案が発生した原因及び背景

センターにおける会計事務については、会計事務を統括する立場にある経理責任者と、金銭の出納全般を処理する出納担当者がその実務に携わることになっているが、平成27年度から使途不明金が発覚する令和6年2月までの10年近くの間、元会計責任者（事務局長兼常務理事）と元出納担当者の同一の2名が交代することなく担当していた。

センターの財務規程では、経理責任者のほかに、出納担当者が金銭の出納に当たり整理した証憑書類を審査し、関係書類を添付して経理責任者の審査を受ける役割を担う出納責任者についても規定しているが、平成27年度以降出納担当者が出納責任者を事実上兼務していたため、元経理責任者が入院、病気治療等により不在の間は組織内で誰からも監督、支援等を受けることなく、元出納担当者が単独で出納処理全般を行うことができる状態であった。さらに、銀行印及び通帳は、経理責任者が金庫に保管し管理すべきところ、毎日、元出納担当者の隣りに配置された元経理責任者の机上に置かれ、決裁も受けずに使用できる環境にもあり、こうした事務所内での管理体制・チェック機能の甘さが長年に渡り続いたことが、使途不明金を引き起こす最大の要因となった。

3 再発防止に向けての具体的提言

1) 調査結果

本事案は、公益社団法人においてあってはならない公金の取扱いに関わる重大なインシデントであることから、経理事務は勿論のこと本来あるべき法人業務に関する規程類の確認も行ったところであり、そうした調査の結果は以下のとおり

- ① 預金口座の通帳の一部が紛失（焼失したと思われる）している。
- ② 不正経理が行われたとみられる期間の経理伝票類が紛失している。
- ③ 年度末における預金口座の残高証明書が偽造されていた。
- ④ 年度末前後の預金口座の通帳も一部偽造されていた。
- ⑤ 公印（通帳印ほか）の保管が十分でなかった。
- ⑥ 規程に定めた出納責任者を担う者が明確でなかった。
- ⑦ 出納責任者の任期について規程に特段の定めがない。
- ⑧ 職員間でハラスメントがあったことが疑われた。
- ⑨ ハラスメントに対する規定内容が十分なものでない。

2) 具体的提言

今後、今回のような不祥事を二度と起こさないための具体的な改善策について、

第三者委員会で取りまとめたものを、以下に提言として提出する。

① 財産の管理方法について

財務規程に従い、センターに経理責任者を置き、会計事務の統括を行う。

経理責任者は、理事長の任命により事務局長（運用上、常務理事が充てられている）が兼務する（財務規程 6 条 2 項、54 条）。また、経理責任者とは別に、理事長の任命により出納責任者を置く（同 19 条 1 項、54 条）。

出納担当者は金銭の出納に当たり、証憑書類を整理及び帳簿を作成し、出納責任者のチェック後、経理責任者の審査を受ける。すなわち、出納担当者は、事務局内で出納責任者と経理責任者のダブルチェックを受けることになる。

なお、経理責任者と出納責任者については、いずれも任命の事実を明らかにするため、理事長から辞令を交付する。また、出納責任者には任期を設け、原則として 3 年ごとに異動させる（財務規程を改定し、第 19 条に第 3 項を追加）。

(1) 通帳及び銀行印の管理

- ・通帳及び銀行印は金庫に別々に保管し、その管理は経理責任者が責任をもって行い、経理責任者が不在の場合は、理事長又は経理責任者が臨時的に指名した者が行う。

- ・銀行印の事務所外への持ち出しは、如何なる理由があっても厳禁とする。

(2) 小口現金に関する事務

- ・保管する小口現金の上限額は 8 万円（サンライフ会計の上限額は 5 万円）。

小口現金の入出金は出納担当者が行うが、日々の日次決算時に経理責任者が現金出納簿と現金を照合し、金庫に納める。

- ・現金を収納する際には、連番の領収書を発行する。

- ・現金を支出する際には、必ず証憑書類で支出金額の確認を出納責任者に求める。

(3) 預金の払出し・振込処理に関する事務

- ・銀行の払出伝票は出納担当者が経理伝票（システムの伺伝票）とともに出納責任者のチェック後、経理責任者までの決裁を仰ぎ、その決裁後に、経理責任者が銀行印の押印を行う。

- ・請求書ごとの起票を原則として、伝票と通帳に記載された金額の突合を月次決算時に、出納責任者及び経理責任者がそれぞれ確認する。

- ・ＩＢ（インターネットバンキング）の利用の際には、申請者を出納責任者とし、承認者は経理責任者とする（承認権限は経理責任者に限定）。

- ・ＩＢやエイジレス（シルバー会計システム）利用の際に必要な ＰＷ（パスワード）は、経理責任者が定期的な変更を実施する。

- ・未収金の入金管理については、できれば出納担当者以外の者が担当し、月次決算時には、経理責任者が回収状況を確認する。

- ・未収金の入金管理及び月次決算は、原則翌月15日までに完了する。

(4) その他

- ・指定管理（サンライフ防府）業務については、出納担当者を別に定め、出納責任者はその管理及びチェックを適切に行う。
- ・出納責任者は、同一人物が長期に務めることなく、一定期間で交代する。また、事務所職員全員が経理の流れを理解できる環境づくりに努める。

② チェック体制の整備について

財務規程に従い、適正に経理処理がなされていることを持ち回りで役員が確認をする。

役員は財産管理への責任を認識し、財産の管理状況を直接監査・確認する。

(1) 月次決算時の確認方法

- ・理事長以外の理事は、持ち回りにより、月初めに別添1「月次用会計点検チェック票」を基に確認する。確認した者は、確認日、氏名をチェック票に記入し、責任の所在を明らかにする。
- ・預金残高のチェックは、通帳のコピーだけでなく原本（実物）でも確認を行う。
- ・経理責任者一人に確認を任せることがないように、理事それぞれが責任をもって行う。
- ・月末残だけでなく、1ヶ月分の預金の入出金の中で、大きな金額や現金での払出などは証憑書類の確認を行う。
- ・上記のほか、理事長は、金融機関に対する直接の照会（IB）により不定期に残高をチェックする。

(2) 半期・年次決算について

- ・銀行発行の残高証明書と預金通帳の確認は必ず原本をもって行い、確認したことの証として監事の印を預金通帳等へ押印する。
- ・別添2「決算用会計点検チェック票」を基に現物の突合を行った事実を残すため、チェック票への記入と同時に現物の残高欄に監事等の第三者の確認印を押印する。
- ・監事は、決算書類のチェックはもとより帳票の整理状況、通帳の記載と伝票の照合を不定期に行い、半期決算や年次決算時点のみの点検にとどまらないことを示し、牽制体制を怠らない。

③ その他

(1) 役員等について

- ・税理士と顧問契約を締結し、外部監査の導入に努める。
- ・令和7年4月1日以降からの公益法人認定法の改正により、センターに、1人以上の外部理事及び外部監事を選任することに努める。

・役員の損害賠償責任について、理事交代時の理事会においては必ず研修会を設定し、理事の責任分担を十分理解し、法人に被害が発生しないよう防止に努める。

(2) ハラスメントの防止について

・今回の不正の再発防止等の観点から、センター内にハラスメント防止方針（別添3）を新たに策定し、職員就業規則第6条により「ハラスメントの防止に関する内規」及び「ハラスメントの相談窓口」を設置すること。

3 おわりに

就業を通して会員の能力を活かしながら地域貢献することを目的としている公益社団法人であるシルバー人材センターが、今後も社会的意義を有する団体であり続けるためにも、自らの組織を一刻も早く安定したものにしてほしいとの一念から、経理に関わる今回の不祥事の再発防止等を提言した。

役職員をはじめ全ての会員は、本提言の趣旨を十分に理解し、かつ、公益社団法人であることを自覚され、シルバー人材センターの組織を挙げて奮闘されることを切望する。

- 添付資料 1 月次用会計点検チェック票（簡易版）
2 決算用会計点検チェック票（簡易版）
3 ハラスメント防止方針

防府市シルバー人材センター職員の不祥事に係る第三者委員会

委員長	板村 憲作
副委員長	古閑 謙士
委員	桑原 亨

